

## 栗原市農業関係補助事業のお知らせ

市民の皆様へ

栗原市農林振興部  
栗原市商工観光部  
栗原市農業委員会事務局

令和6年度の栗原市農業関係補助事業の概要をお知らせします。  
各事業について、取り組みを検討されている方や、詳細を知りたい方は、  
問い合わせ先の担当課・事務局、又は最寄りの総合支所市民サービス課  
産業建設係へお問い合わせいただくか、市公式ウェブサイトを御覧ください。



なお、次年度予算の参考にするため、令和7年度にNo. 6からNo. 9の  
事業の活用を検討している方は、令和6年10月中旬までに、担当課へ  
相談してください。

市公式ウェブサイト

No	事業名	交付要件等	補助率等
1	<b>農地草刈り支援事業</b>  担当:農政園芸課 電話:22-1135	<b>対象者</b> 農作物を出荷している、市内に住所を有する70歳以上の個人(年齢は令和7年3月末日現在) <b>対象経費</b> 草刈り作業に要した経費 <b>交付要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象者が耕作または管理する田について、業者または個人(ご自身の同一生計者ではない方、及び2親等以内の親族ではない方)に草刈り作業を依頼すること</li> <li>令和6年4月1日から10月31日までに実施した草刈りであること</li> </ul>	対象経費の3分の1以内 (限度額10万円)  申請期限 令和6年11月30日まで
2	<b>地域農業を担う 営農支援事業</b>  担当:農政園芸課 電話:22-1135	<b>対象者</b> 共同で水田及び畑作農業用機械を購入する3戸以上の農家 <b>対象経費</b> 水田及び畑作農業で使用する農業用機械の購入費(1件あたり30万円以上) <b>交付要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>導入後5年以上営農を継続すること</li> <li>導入後自ら農作業を行うこと</li> <li>「生産の目安」を達成すること ほか</li> </ul>	対象経費の10分の2以内 (限度額50万円)  ※対象経費は消費税抜き ※本補助金は同一機種 1回限り
3	<b>有機農業機械導入 支援事業</b>  担当:農政園芸課 電話:22-1135	<b>対象者</b> 有機農業に取り組む市内の農業者 <b>対象経費</b> 有機農業に使用する機械の購入費 <b>交付要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>有機JAS認証を受けたほ場(転換期間中を含む)で農産物を生産または、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度に規定する農薬・化学肥料不使用栽培農産物の認定を受けた農産物を出荷していること</li> <li>導入後5年以上、認証を取得し営農を継続すること</li> <li>国または県から同様の補助金の交付を受けていないこと</li> </ul>	対象経費の10分の3以内 (限度額100万円)  ※対象経費は消費税抜き

No	事業名	交付要件等	補助率等
4	<b>有機JAS認証取得奨励金</b>  担当:農政園芸課 電話:22-1135	<b>対象者</b> 有機農業に取り組む市内の農業者  <b>交付要件</b> 有機JAS認証の新規認証と継続認証を受けるため、登録認証機関の審査を受けること	新規認証 5万円 ※新たに有機JAS認証を取得  継続認証 5万円 ※有機JAS認証取得面積を拡大する方  継続認証 2万5千円 ※有機JAS認証取得面積を維持する方
5	<b>園芸振興品目導入事業</b>  担当:農政園芸課 電話:22-1135	<b>対象者</b> 市内に住所を有する農業者団体及び生産組織等の団体 ※以前、この補助金の交付を受けた団体であっても、異なる品目を導入する場合は申請できます <b>対象経費</b> 種子・苗木等の購入費(上限50万円) <b>交付要件</b> 販売を目的とし、市の園芸振興計画に定める園芸振興作物(以下「市の園芸作物」※注1)を導入する場合 <b>【ご注意】</b> この事業は、対象作物を導入する前に、市長から事業の承認を得た団体等のみ対象となります	対象経費の 初年度 30%以内 2年度目 20%以内 3年度目 10%以内
6	<b>園芸用ハウス整備支援事業</b>  担当:農政園芸課 電話:22-1135	<b>対象者</b> 市内に住所を有する農業者、生産組織及び農業者団体(農業法人を除く) <b>対象経費</b> 市内に整備する園芸用ハウスの新設及び中古ハウスの再生に要する経費 <b>交付要件</b> 以下の要件をすべて満たすこと ①販売を目的とし市の園芸作物※注1を栽培すること ②ハウスの面積は99㎡以上1,000㎡未満であること ③他人所有の農用地に設置する場合は、土地所有者の同意を得て5年間以上の営農が見込めること ④園芸作物生産のための利用期間が年間おおむね6か月以上あること <b>【ご注意】</b> この事業は、対象ハウスの工事に着手する前に、市長から承認を得た農業者等のみ対象となります	対象経費の3分の1以内(限度額50万円)  ※対象経費は消費税抜きで百円未満切捨て  ※補助対象については、原則年度内ハウス1棟  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">             ※空きハウスのマッチング事業を実施していますので、離農等で不用となったハウスがある方は、農政園芸課まで情報をお寄せください。           </div>
7	<b>農作物有害獣被害防護設備設置事業</b>  担当:林業畜産課 電話:22-1136	<b>対象者</b> 市内に居住し、農林産物を生産する個人 <b>対象経費</b> 電気柵、防護柵、シート、金網、ネット、音・光発生器等の資材等購入費 ※爆竹、忌避剤等の消耗品、資材購入の際の送料、設置に係る取付費用は、対象となりません <b>交付要件</b> 令和6年4月1日以降に防護柵等を購入し設置すること <b>受付期間</b> 令和6年4月1日(月)から令和6年12月27日(金)まで	対象経費の2分の1以内(限度額5万円)  ※千円未満切捨て

No	事業名	交付要件等	補助率等
8	<b>狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業</b>  担当: 林業畜産課 電話: 22-1136	<b>対象者</b> ①市内に住所を有し、初めて狩猟免許等を取得した方 ②過去に狩猟免許等の取り消しを受けたことがない方 ③有害鳥獣捕獲活動等に従事する意思がある方 <b>対象経費</b> ①狩猟免許(第1種、わな) ・免許の申請に必要な手数料 ・宮城県または宮城県猟友会が主催する講習会の参加手数料 ②銃砲所持許可 ・銃砲所持許可の申請に必要な手数料 ・猟銃の取扱いに関する講習会参加手数料 ・猟銃の操作、射撃の技能講習参加手数料 ・火薬類譲受許可の申請に必要な手数料 <b>受付期間</b> 令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)まで	対象経費の全額  ※千円未満切捨て
9	<b>優良家畜導入資金貸付事業</b>  担当: 林業畜産課 電話: 22-1136	<b>対象者</b> 申込日において20歳以上であり、市内に住所を有し、居住する方 <b>貸付要件</b> 家畜を適正に飼養できること ※令和6年度当初の申し込みは終了しております。追加募集については、7月頃に実施する予定です。 <b>【ご注意】</b> この貸付事業は、 <u>家畜を導入する前に申し込みした方のみ対象</u> となります	繁殖素牛、肥育素牛、乳用牛 100万円以内  種豚 50万円以内  ※全国の公設市場から導入可能。種豚に限っては登録があるものが導入可能
10	<b>くりはら和牛の郷づくり支援強化事業</b>  担当: 林業畜産課 電話: 22-1136	<b>対象者</b> ・市内に住所を有する畜産農家 ・市内の畜産農家が生産した、繁殖素牛または肥育素牛をみやぎ総合家畜市場から導入した方 <b>交付要件</b> ◆繁殖素牛 ・母牛の審査得点が81点以上 ・父牛が栗原市産宮城県基幹種雄牛 ・生後日数が365日以内 ・体重250kg以上 ・生育環境を常時優良な状態で飼育 ●肥育素牛 ・母牛の審査得点が81点以上 ・生後日数が365日以内 ・去勢牛270kg以上、雌牛250kg以上 ・生育環境を常時優良な状態で飼育	◆繁殖素牛10万円以内  ●肥育素牛 ・去勢牛で父牛が栗原市産の宮城県基幹種雄牛の場合5万円以内  ・去勢牛で父牛が栗原市産の宮城県基幹種雄牛以外の場合3万円以内  ・雌牛で父牛が栗原市産の宮城県基幹種雄牛の場合4万円以内  ・雌牛で父牛が栗原市産の宮城県基幹種雄牛以外の場合2万円以内

※注1 市の園芸振興計画に定める園芸振興作物

いちご、きゅうり、トマト、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、そらまめ、なばな類、キャベツ、ピーマン類、カボチャ、だいこん、らっきょう、水耕野菜、アスパラガス、トウモロコシ、スナップエンドウ、れんこん、ズッキーニ、えだまめ、ばれいしょ、輪ぎく、スプレーぎく、花壇苗類、りんご、ブルーベリー、うめ、ぶどう、しいたけ、なめこ、山菜、じねんじょ、そば

No	事業名	交付要件等	補助率等
11	<b>6次産業化推進事業</b>  担当:産業戦略課 電話:22-1220	<b>対象者</b> ・市内の農林漁業者 ・農林漁業者と共に6次産業化に取り組む商工業者 <b>対象事業</b> ①新商品等開発事業 ②販売促進事業 ③施設及び機械設備等整備事業  ※商工業者は③のみ対象。交付申請する場合は、 所定の要件を満たすこと	対象経費の2分の1以内  限度額 ①新商品等開発事業 100万円 ②販売促進事業 100万円 ③施設及び機械設備等 整備事業 500万円
12	<b>6次産業化伴走支援事業</b>  担当:産業戦略課 電話:22-1220	<b>対象者</b> 6次産業化の課題解決のため、専門家の派遣を希望する市内の農林漁業者またはその団体 <b>対象経費</b> 専門家への謝金及び派遣に係る交通費 <b>交付要件</b> 次に掲げる要件をすべて満たすこと ・自らが生産した農林水産物を活用する内容であること ・宮城県によるプランナー派遣を受けていないこと ・専門家の派遣により取組を促進する効果が期待されること	対象経費の全額  ・派遣回数は年度あたり 5回を上限 ・1派遣につき2時間以内  ※上限に達さずとも、事業 の進捗状況に応じて、 派遣を終了できます。
13	<b>遊休農地解消対策事業</b>  担当:農業委員会 事務局 電話:42-1239  <b>※新規事業</b>	<b>対象者</b> 人・農地プランにおいて地域の中心経営体と位置付けられている市内に住所又は事業所を有する担い手(個人の農家又は農地所有適格法人) <b>対象農地</b> 草刈り、耕起、整地等の簡易な作業で耕作可能となる農地 <b>交付要件</b> ・申請時点で対象者が家族以外の第三者と対象農地を農地法等に定める貸借権設定の許可を得ていること ・令和7年2月28日まで遊休農地の解消作業を完了すること ・遊休農地の解消作業後、10年間継続して耕作を行うこと	補助額 10アールあたり4万3千円以内  申請期限 令和6年10月31日まで

【各総合支所 市民サービス課 産業建設係】

築館:22-1114    若柳:32-2124    栗駒:45-2114    高清水:58-2113  
 一迫:52-2114    瀬峰:38-2114    鶯沢:55-2114    金成:42-1114  
 志波姫:25-3114    花山:56-2114

